

令和6年11月

# 長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年11月総会議事録

1 日 時 令和6年11月11日（月） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件  
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (7件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)

第3号 農地利用集積等促進計画の承認について

(利用権48件・農地中間管理事業に係る利用権31件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (6件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）

（3件・農地中間管理事業に係る合意解約5件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更1件）

3 その他

・山口県農業会議による農業委員、農地利用最適化推進委員等研修会

12月10日（火） 午後1時から 市役所4階会議室

・次回総会 12月10日（火） 研修会終了後 市役所4階会議室

・現地調査 11月28日（木） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

1番 岡藤 英雄	2番 村岡 清美	3番 岡島 史真
4番 西村 志おり	5番 大田 寛治	6番 河野 八千代
7番 中野 晴人	8番 山近 洋祐	9番 末永 恵子
10番 高林 司	11番 林 一志	12番 木村 友則
13番 名和田 栄治	14番 林 弘幸	15番 大田 裕美
16番 木村 正雄	18番 深水 一男（会長職務代理者）	
19番 大野 耕作（会長）		

5 欠席委員（1名）

17番 大汐 光晴

6 農業委員会事務局職員

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

## 7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和6年11月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。  (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案3件、報告事項2件でございます。 慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続きまして、10月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。  (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和6年11月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 15番、大田裕美委員、16番、木村正雄委員、よろしくようお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和6年11月11日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,313㎡。 譲受人は、●●▲▲番地、株式会社●●。 譲渡人は、●●市●●▲▲番▲、●●ビル●●、●●法律事務所、●●相続財産管理人、弁護士法人●●法律事務所、弁護士●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡

人は、裁判所の裁定により譲受人に所有させることが決定したため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南へ約1.0kmに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、法人自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当13番、名和田委員、補足説明をお願いいたします。

13番

13番、担当の名和田です。

10月31日、大野会長、松田推進委員、事務局と私で現地の確認をいたしました。

事務局の説明のとおり、譲受人の株式会社●●が以前に管理していたということで、何の問題もないと思います。

皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は194㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、一枚の田に複数の筆が存在しているため、これを整理するために譲り受けることとした。譲渡人は、譲受人の申し出を受けることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から東南東へ約3.7kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当2番、村岡委員、補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番、当地区担当の村岡です。

10 月 31 日、大野会長、西村推進委員、事務局の方と私で現地調査を実施いたしました。

事務局の説明のあったとおり、何も問題はないと思われま

す。皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。2 ページをご覧ください。

番号 3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 123 m<sup>2</sup>。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●町●●▲▲番地▲、●●▲▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、長男に相続したが、死亡したため自身が贈与を受ける。譲渡人は、亡主人が実家の父親の死亡時に相続したが、死亡したため自身が相続した。将来長門市に帰る予定もなく母親に贈与する。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から東北東へ約 2.9km に位置する農地です。

また、7 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議長 引き続き、当地区担当3番、岡島委員、補足説明をお願いいたします。

3番 3番、担当の岡島です。

10月31日、大野会長、元永推進委員、事務局と私で、現地を確認いたしました。

申請地はきちんと管理をされ、野菜等もすでに作付けされており、害虫等が入らないよう、ネットも張られていました。

何も問題はないと思いますので、皆様の慎重審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐 それでは、説明をいたします。  
番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,628㎡、ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●町▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、●●県から移住し空き家を譲り受け、空き家に隣接した農地で不耕起栽培により野菜等を栽培し、自給自足の生活を目指す。譲渡人は、現在、●●市に居住しており、実家の空き家を譲ることから、併せて隣接した農地を譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から北東へ約840mに位置する農地です。

また、9ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当5番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

5 番

5番、当地区担当の大田でございます。

10月31日、大野会長、濱村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。

譲受人の●●さんは、2年前に●●から移住され、譲渡人の●●さんの空き家を借り、近くの休耕田を借りて野菜を栽培されております。この度、借家を購入され、隣接している農地で農薬、肥料を一切使わない、自然栽培で野菜を作り、将来的には販売もするというところでございます。

この農地はですね、ここ 20 年以上耕作をされておらず、雑木や草が繁茂しておりましたが、譲受人の●●さんが伐採し、現在は畑にできるようになっておりますので、何ら問題はないと思われます。

皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

16番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

16番 16番、木村です。

この申請地の 2 筆のうち 1 筆は、地目が田になっているんやけど、譲受後の面積のところは、田は 0 m<sup>2</sup>で、畑の面積が、田と畑の合計の面積になっているんやけど、もし水田にしないのなら、畑に地目変更せんといけんのやないですかね。これからもずっと畑地として使うのなら。

事務局長 補佐 はい、事務局も現地を確認させていただきましたが、農地台帳上は田ということで、表記をさせていただきましたが、実際のところ、荒地を開墾して畑にされているという状況でございました。

こちらは造成も、盛土や切土もされないの、このまま畑にされるということで、特に届は必要ないと思っております。

16番 はい、分かりました。

議 長 他にどなたか、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、番号 5 について審議をいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

本件につきまして、議席番号 6 番、河野委員が該当しておりますので、一時退室をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

(河野委員退室)

議 長

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。3 ページをご覧ください。  
番号 5。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 559 m<sup>2</sup>。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん、ほか 3 名。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人からの申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、相続により取得したが、今後も農業を行うことは無いので譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 10 ページをご覧ください。●●から北へ約 4.2km に位置する農地です。

また、11 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は 6 番、河野委員ですが、現在退席されておられますので、私の方から補足説明をさせていただきます。

10 月 31 日、河野委員、藤井推進委員さん、事務局と私で現地調査を行いました。

現地は、カヤが繁茂しており荒れていたようですが、きれいに刈られていました。

これからは、ゆずきちを植栽されるということで、管理されて荒廃が防げることは、大変良いことだと思います。

各委員さんの慎重審議を、よろしく願いいたします。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

それでは、河野委員に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

(河野委員入室)

議 長

続きまして、番号 6 について審議をいたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 6。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 3,082 m<sup>2</sup>、ほか 5 筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲丁目▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、経営規模拡大を図るため、譲渡人からの申

し出に应じることとした。譲渡人は、●●県在住であり、農業後継者もないことから譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。●●から北西へ約1.6kmに位置する農地です。

また、13ページから16ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の14番、林委員、補足説明をお願いいたします。

14番

14番、当地区担当の林です。

10月31日、会長、山本推進委員、事務局と私で現地の確認を行いました。

申請地は、●●地区に位置します。

状況といたしましては、事務局からの説明がありましたとおりで、両者間では以前より利用権設定を結ばれ、今日まで譲受人の●●さんが耕作をされておりました。

譲受人の●●さんは、現在は約8.8haの耕作面積と生産牛20頭の専業農家であります。

何も問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

- 9 番 はい。
- 議長 はい、どうぞ。
- 9 番 9番、末永です。  
譲受人の●●さんについて伺いたいのですが、このお名前は、先日亡くなられた●●さんの奥さんですか、それとも息子さんの奥さんでしょうか。
- 事務局長補佐 先日亡くなられた●●さんの奥さんのお名前です。
- 9 番 ●●さんの奥さんは、ずいぶんご高齢の方ですよ。  
息子さんが耕作をされているんですよ。
- 14番 そうですね、お母さんの●●さんと息子さんと、その奥さんの3人で耕作されていると思います。
- 9 番 譲受人の●●さんは、ご高齢なので中心となって耕作されるのは難しいと思うんですけど、その息子さんは、数年前からご近所の●●さんの農地を買われたりして管理をされているんですけど、管理状況が周りと比べて悪いように思います。  
畔の草を刈っていなかったり、のり面の草も刈っていない、道にまで草が出ているという所もあって、よく周辺の方から注意を受けるんですが、今まで耕作をされていたということは、耕作面積は今までと変わらないという事なんだろうけど、せっかく買われたのなら、隣接している農地にあまり劣らないように、きちんと管理をしていただきたいと、地元住民としては思います。
- 議長 要望ということでよろしいでしょうか。  
それとも林委員から、何かお答えすることはありますか。
- 14番 ごもっともなご意見だと思います。  
ただ、私も百姓をしていて、いろんな農家がおられます。各々がよく管理をしようと思っけていても、第三者から見れば何じゃこれというような例はたくさんございます。  
まあ、色々ありますが、農業委員として温かく見守っていきたいと思います。

議 長

他にどなたか、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、番号7について審議をいたします。  
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明をいたします。4ページをご覧ください。  
番号7。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は380㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡したいと申し出があり、耕地の拡大となるため、これに応じることとした。譲渡人は、遠方に居住しているため、譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び17ページをご覧ください。●●から東へ約370mに位置する農地です。

また、18ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当は 17 番、大汐委員でございますが、本日は欠席をさせていただきますので、私から補足説明をさせていただきます。

10 月 31 日、大汐委員、井上推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

現地は、●●の牛舎のすぐそばにあります。

牧草が植えられてよく管理をされており、問題はないものと思われま

す。各委員さんのご審議のほど、よろしく願いをいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。5 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。令和 6 年 11 月 11 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,695 m<sup>2</sup>。

譲受人は、●●市●●▲▲番地、●●株式会社、代表取締役●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

転用の目的は、宅地造成です。

理由としまして、譲受人は、申請地周辺は宅地化が進行しており、買い物、教育機関への便もよく、住宅の需要が見込まれるため、宅地分譲を計画することとした。譲渡人は、自営業で、また耕作の意思もなく、他に農作業の委託先も見つからないことから売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 19 ページをご覧ください。●●から南南西へ約 900m に位置する農地です。

また、20 ページには公図、21 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、(2) 番ウ、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められている農地で、第 3 種農地に該当しますので、原則転用許可可能な農地となります。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 18 番、深水委員、補足説明をお願いいたします。

1 8 番

18 番、当地区担当の深水です。

10 月 31 日、会長、事務局、そして村田推進委員と私で、現地調査をいたしました。

場所は、位置図の 19 ページを見ていただいたら分かると思いますが、●●に入る交差点を反対に曲がった所で、この図面では空白になっています

が、●●の会社の●●がある所でございます。その北側に申請地があるんですが、この付近が今、事業所や住宅が立ち並んでいる状態で、問題はないと思われま

す。以上です。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。  
本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本案件は許可することに決定をいたします。  
続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。6ページをご覧ください。  
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は920㎡、ほか5筆。

譲受人は、●●県●●市●●▲の▲の▲、●●株式会社、代表取締役●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん、ほか2名。

転用の目的は、太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人は、脱炭素社会に貢献すべく、太陽光発電モジュールによって発電した電気を、小売り電気事業者への販売を目的とした事業を行いたいため。譲渡人は、長きにわたり休耕状態が続いており、体力的にも土地を管理することが困難になっていることと、太陽光発電事業に賛同したため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び22ページをご覧ください。●●の北側、半径150m以内に位置する農地です。

また、23ページには公図、24ページから25ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」6ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが(1)番イ、おおむね300m以内に鉄道の駅

が存在する農地で、第 3 種農地に該当しますので、原則転用許可可能な農地となります。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和 7 年 2 月末までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、地下浸透により処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当 4 番、西村委員、補足説明をお願いいたします。

4 番 4 番、西村です。

10 月 31 日、大野会長、事務局の方々、森本推進委員と私で現地調査を行いました。

場所は、●●の裏側で、●●川との間に面した土地になります。

近隣の方がおっしゃるには、もともと●●川の影響を受けやすく、耕作には不向きな土地と聞いております。

このような土地ではありますが、すでに太陽光発電設備が設置されている場所が近くに 2 か所あり、有効活用されています。

申請地を太陽光発電所として活用することができれば、良いことだと思います。

皆様の慎重審議を、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

1 2 番 はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 2 番

12 番、木村です。

最近では耕作ができないという事で、こういった太陽光パネルを設置する所が増えているんですけど、これを見ていていつも思うんですが、下の地面の基盤は、例えば地面がむき出しの所もありますし、防草シートを張られている所もありますし、さすがにコンクリートを敷くようなことはないと思いますが、ここはどのようになるのかなという事が、今までの案件についてもずっと見てきて思っていたんですが、いつも議案には地面のことが書かれていないのでちょっと気になるんですけど、今までの所ではたくさん雑草が生えたりして見た目が悪い場合もありますが、今回の案件はどうなるんでしょうか。

事務局長  
補佐

はい、木村委員さんからのご質問についてですが、私も個人的には今までも気にはなっていたのですが、すみません、確認をしたことはありませんでした。

雑草が生えると、パネルを覆って発電効率を下げるという事がありますので、このあたりはきちんと管理してもらえないのかなと、個人的には期待しています。

1 2 番

これはもう、売り渡したという事で、●●県の●●さんが管理されるということなんですね。

事務局長  
補佐

そういうことになります。

5 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

5 番

5 番、大田です。

ここはだいたい、水が浸かる所なんですけど、盛土してから設置されるんですかね。それとも、そのままフラットな状態で設置されるんですかね。

それによって、事故とかそういうことがあるかもしれないので、どういうふうには設置されるのかと気になりまして。

事務局長  
補佐

はい、こちらは被害防除計画書の方では、盛土はしないというように読み取れる内容が書かれております。

- 5 番 先日の大雨のときも、あの辺りは水がけっこう浸かっていましたよ。  
だいたい●●川の周辺は昔から問題があって、誰が水門を閉めるかとか、私が●●におったときも、いろいろ住民が揉めるようなことがあって、今はどなたがそれをするようになっていくか分からないけど、あそこは先日みたいな大雨が降ったら絶対に浸かる場所だから、事故があったら困るから、私は一番それが心配です。
- 事務局長  
補佐 はい、事務局からもその辺は、助言としてお伝えしたいと思います。
- 11番  
議 長 はい。
- 11番  
議 長 はい、どうぞ。
- 11番  
議 長 11番、林です。  
先ほど西村委員が言われていた、すでに稼働している太陽光パネルは、昔工場があった跡地で、コンクリートでかさ上げしてある土地なので大雨の影響は全然ないんですが、今回の場合は、もともと軟弱な地盤で、アシくらいしか生えないような、他の雑草はっさい生えないような所なので、助言されるときに、そういう事故防止のことをしっかりお伝えください。  
よろしく願いをいたします。
- 事務局長  
補佐 承知いたしました。
- 11番  
議 長 ただ今、大田委員と林委員からの現地に詳しい方からの発言です。  
私どもも、事務局と一緒に現地を見ております。  
アシが生えて、本当に湿原です。道を挟んで●●川があって、やはり大きな雨が降ったときには増水して道を超え、太陽光パネルが浸かる可能性はゼロとは言えませんし、そのあたりのことは事務局の方から、地元からこういう声がありますよと、それについてしっかり対応していただかないと、事故が起こったら困りますということを、そこをよく確認してから許可を出すということで、お願いをしたいと思います。
- 事務局長  
補佐 はい、火災、災害、事故に対する対策、それから雑草への対策、水が上がってくることへの対策を、許可条件に何某かの形で表現して付けようと思います。

- 議 長 林委員、よろしいでしょうか。
- 1 1 番 はい。
- 議 長 他に、どなたか質問、ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。
- 1 2 番 はい。
- 議 長 はい、どうぞ。
- 1 2 番 先ほど水害の可能性があるということで、例えばここも川がありますし、横には川への排水の表示も地図で見受けられるんですが、例えば何かが起こった場合、ここが水に浸かって中のものが流出した場合は、市の方へ言ってもいいんですかね。
- たぶん、農業委員の我々にも話がくると思うんですけど、その場合はどのように対応したらよろしいのでしょうか。
- 議 長 これは私からも答弁いたしますが、昨年、●●市では台風の影響で●●が崩壊しました。
- 川沿いには太陽光パネルがたくさん設置されていて、水害で 5 割ほど破壊されて流されたのを、まだそのまま放置されている所もありますし、修繕されたところもあります。
- だから、そういう場合に太陽光パネル自体が保険に入って保険の対象になるのか、事故があったら市の方に報告するのかというのは、●●市がこの時にどういう対応をされたのかを聞いていないので、●●市の実情をちょっと聞いてみるのが大事だと思います。
- 事務局からも、お願いをいたします。
- 事務局長 補佐 はい、基本的には民間の業者が設置するものですので、その業者が責任を負うこととなります。
- 市からですね、私ども農業委員会が許可しておりますので、こういう事がありましたよということはお知らせすることはできますが、基本的にはその業者さんの方で対応していただくという事になっております。
- 1 2 番 結局は、市の方に連絡先を聞いて、何かあったら自分から業者さんに問合せをするという形になるという事ですよ。
- 市は、間に入ってくれないという事になりますよね。

事務局長  
補佐            そうですね、基本的に太陽光は責任を持っていらっしゃる業者さんが、  
困ってあるフェンスに連絡先ですとか、そういったものを表示されていま  
すので、そこに連絡をするようになります。  
                  市にお話がきても、そこに連絡をするということになると思います。

1 2 番            分かりました。ありがとうございました。

議 長            他に、どなたか質問、ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

                  (質問、意見なし)

議 長            質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
                  本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

                  (挙手多数)

議 長            挙手多数であります。  
                  よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の  
後、許可することに決定をいたします。  
                  続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促  
進計画の承認について、を議題といたします。  
                  事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐            それでは、説明に入ります。7 ページをご覧ください。  
                  議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認  
について。  
                  農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)  
附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に  
よる農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条  
第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を  
求める。  
                  令和 6 年 11 月 11 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。  
                  令和 6 年 12 月 1 日の公告となります。  
                  従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっ  
ております。  
                  まず、従来からの利用権設定です。  
                  賃貸借ですが、三隅地区が、5 件 8 筆の 12,131 ㎡、長門地区が、9 件 16  
筆の 27,589 ㎡、日置地区が、5 件 9 筆の 13,491 ㎡、油谷地区が、7 件 23

筆の 31,554 m<sup>2</sup>。

合計で、26 件 56 筆の 84,765 m<sup>2</sup>となります。

使用貸借は、三隅地区が、4 件 4 筆の 9,357 m<sup>2</sup>、長門地区が、5 件 10 筆の 17,535 m<sup>2</sup>、日置地区が、10 件 18 筆の 27,922 m<sup>2</sup>、油谷地区が、3 件 3 筆の 7,258 m<sup>2</sup>。

合計で、22 件 35 筆の 62,072 m<sup>2</sup>となります。

総計は、三隅地区が、9 件 12 筆の 21,488 m<sup>2</sup>、長門地区が、14 件 26 筆の 45,124 m<sup>2</sup>、日置地区が、15 件 27 筆の 41,413 m<sup>2</sup>、油谷地区が、10 件 26 筆の 38,812 m<sup>2</sup>。

全体で、48 件 91 筆の 146,837 m<sup>2</sup>となります。

詳細につきましては、8 ページから 14 ページをご覧ください。

次に、15 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、7 件 14 筆の 27,794 m<sup>2</sup>、長門地区が、10 件 17 筆の 32,196 m<sup>2</sup>、日置地区が、8 件 17 筆の 31,612 m<sup>2</sup>、油谷地区が、2 件 3 筆の 5,393 m<sup>2</sup>。

計が、27 件 51 筆の 96,995 m<sup>2</sup>。

使用貸借が、三隅地区のみで、4 件 6 筆の 5,828 m<sup>2</sup>となります。

合計しますと、三隅地区が、11 件 20 筆の 33,622 m<sup>2</sup>、長門地区が、10 件 17 筆の 32,196 m<sup>2</sup>、日置地区が、8 件 17 筆の 31,612 m<sup>2</sup>、油谷地区が、2 件 3 筆の 5,393 m<sup>2</sup>。

計が、31 件 57 筆の 102,823 m<sup>2</sup>となります。

詳細につきましては、16 ページから 19 ページをご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

ただいま、事務局から説明がありましたが、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についての質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。  
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。  
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。  
議案につきましては、以上となります。  
引き続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項1について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明に入ります。20ページをご覧ください。  
報告事項1、土地現況証明報告でございます。  
番号1。  
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、面積は1,329  
㎡。  
申請者は、●●▲▲番地、●●さん。  
令和6年10月31日に大野会長、名和田委員、松田推進委員、事務局と  
で現地を確認いたしました。  
現地は果樹等が植えられており、畑地として管理されていたことから、  
同日付けで畑地として証明をしております。  
ほか5件の、現況証明をしております。  
報告事項1については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろし  
いでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明を、お願いいたします。

事務局長  
補佐

それでは、説明いたします。21ページをご覧ください。  
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、  
通常の利用権設定に係る合意解約です。  
番号1。  
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。  
借受人は、●●▲▲番地、●●さん。  
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は194㎡。  
令和6年10月7日に、合意解約しております。  
ほか2件の、合意解約となります。  
続きまして、22ページをご覧ください。  
農地中間管理事業に係る合意解約です。  
番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。  
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。  
転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。  
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 4,087 m<sup>2</sup>。ほ  
か1筆。

令和6年11月30日に、合意解約の予定です。

ほか4件の、合意解約となります。

続きまして、23ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による、耕作者の変更です。

番号1。

通知者ですが、旧転借人は、●●▲▲番地▲、農事組合法人●●。

新転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,310 m<sup>2</sup>、  
ほか5筆。

契約期間は、令和6年12月19日から令和17年11月30日となっております。

報告事項2については、以上となります。

議 長 　　ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろし  
いでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 　　報告事項については、以上となります。  
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長 　　それでは、事務連絡をいたします。  
補佐 　　まず、農業委員、農地利用最適化推進委員合同研修会を開催いたします。  
12月10日、火曜日、13時から、長門市役所本庁4階会議室で開催いた  
します。当日は、2024年度版農業委員会業務必携をお持ちいただきますよ  
う、お願いをいたします。

また、次回の農業委員会定例総会ですが、令和6年12月10日、火曜日、  
研修会終了後から、引き続き長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、11月28日、木曜日を予定しております。  
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますの  
で、ご立会のほど、よろしくをお願いいたします。

最後に、農業委員会だより編集委員会についてご案内しておりましたが、  
先月の会議から進展がございませんので、今回の開催は見送らせていただ

きます。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、長時間ではありましたが、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 39 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年11月11日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 田 裕 美

議事録署名委員 木 村 正 雄